（削る）

（設置期間の特例）

6　九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官のうち一人は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

7　（略）

8　第二条第一項の原子力災害対策専門官、第十五条第一項の検査官のうち一人、第十八条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第二十四条第一項の消費税転嫁対策官、第二十六条第一項の海外輸入規制対策専門官のうち一人、第三十二条第一項の生産専門官のうち一人、第三十八条第一項の生産専門官のうち一人、第四十六条第一項の消費税転嫁対策官、第六十条第一項の企画官のうち一人、東北農政局及び関東農政局に置かれる第百六十条第一項の企画官のうちそれぞれ一人、第百九十九条第二項の福島復旧復興対策官、第二百十三条第三項の農村復興指導官、第二百十八条第四項の放射性物質対策調整官、東北農政局に置かれる第二百二十一条第一項の災害対策室、第三百八十七条第一項の消費税転嫁対策官、第三百八十八条第一項の林業労働安全衛生指導官、同項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十三条第一項の海岸林復旧指導官、海岸林造成推進官及び災害対策調整官、第三百九十四条第一項の森林除染技術専門官、第三百九十六条第一項の森林環境評価調整官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、同項の森林除染対策官、東北森林管理局及び関東森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十三条第一項の消費税転嫁対策官、第五百三十四条第一項の輸出証明指導官、第五百三十七条第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第五百四十条第一項の水産研究専門官、第五百四十二条第一項の栽培養殖復旧専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち一人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

9　（略）

10　第五十四条第一項の福島復旧復興対策調整官及び九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官のうち一人は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第一（第九十七条関係）

名称	位置
（略）	（略）
（削る）	
（略）	（略）
（削る）	
（略）	（略）

（生産専門官等の設置期間の特例）

6　第三十二条第一項の生産専門官のうち一人、第三百八十八条第一項の林業労働安全衛生指導官、第三百九十四条第一項の森林除染技術専門官、第三百九十六条第一項の森林環境評価調整官、第三百九十七条第一項の森林除染対策官及び第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち三人は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

7　九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

8　（略）

9　第二条第一項の原子力災害対策専門官、第十五条第一項の検査官のうち一人、第十八条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第二十四条第一項の消費税転嫁対策官、第二十六条第一項の海外輸入規制対策専門官のうち一人、第三十八条第一項の生産専門官のうち一人、第四十六条第一項の消費税転嫁対策官、第六十条第一項の企画官のうち一人、東北農政局及び関東農政局に置かれる第百六十条第一項の企画官のうちそれぞれ一人、第百九十九条第二項の福島復旧復興対策官、第二百十三条第三項の農村復興指導官、第二百十八条第四項の放射性物質対策調整官、東北農政局に置かれる第二百二十一条第一項の災害対策室、第三百八十七条第一項の消費税転嫁対策官、第三百八十八条第一項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十三条第一項の海岸林復旧指導官、海岸林造成推進官及び災害対策調整官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、東北森林管理局及び関東森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十三条第一項の消費税転嫁対策官、第五百三十四条第一項の輸出証明指導官、第五百三十七条第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第五百四十条第一項の水産研究専門官、第五百四十二条第一項の栽培養殖復旧専門官、第五百四十三条第一項の漁港防災・衛生管理専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち一人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

10　（略）

11　第五十四条第一項の福島復旧復興対策調整官は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第一（第九十七条関係）

名称	位置
（略）	（略）
横浜植物防疫所塩釜支所 宮古出張所	宮古市
（略）	（略）
横浜植物防疫所新潟支所 酒田出張所	酒田市
（略）	（略）

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十一号

農林水産技術会議令（昭和三十一年政令第百九十九号）第五条第二項の規定に基づき、農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　齋藤　健